

消費生活見守りサポート事業について

適格消費者団体認定の基盤づくりとして、県内の消問研などの消費者団体や民生児童委員協議会との協力のもとで巡回法律相談会などを通して消費者から寄せられた被害情報につき法令に照らし分析・検討を行い、その結果に基づき事業者等に問い合わせや改善の申し入れを行われました。

令和7年度島根県消費者活動ネットワーク化委託事業

サプリメント、健康食品との 付き合い方を考える！

健康志向の高まりとともに、サプリメントや健康食品への需要が増えています。その一方で購入契約上のトラブルや健康被害が急増しています。このような中で、私たち消費者はサプリメントや健康食品にどのように向き合い、付き合っていけばよいのかについて、専門家の方にお話をいただき学び合う場を下記の通り設けることになりました。

多くの市民の方のご参加をお待ちしております。



日時:3月5日(木)10時～11時30分

会場:松江市市民活動センター5階交流ホール

講師:大野 智 教授

(島根大学医学部付属病院臨床研究センター長)

テーマ:「年齢とともに考えたいサプリメントとの

上手な付き合い方～薬との違い・効果・安全性を考える～」

参加料:無料



サプリメント・健康食品の
広告・チラシに関する無料法律相談会

サプリメント・健康食品の広告やチラシについては、初回お試し価格 980円の日エトサプリを注したものが3か月ごとに格安で再購入になっているなどの契約上のトラブルが生じています。11時30分から12時まで相談会場で、サプリメント、健康食品の広告・チラシをめぐる問題について、オープンな無料法律相談会を開きますので、こちらへもご参加ください。

主催:NPO法人消費者ネットしまね

・事務局:〒690-0859 松江市国屋町592番地3-1

・電話:0852-32-5272・ファックス:0852-32-5282

・ホームページ: <https://www.shoishanetshimane.com/>

共催:松江市消費者問題研究会

・事務局:〒690-0840 松江市末次町08番地 松江市消費・生活相談室

・電話:0852-55-5944 ・メール:soufan@city.matsue.jp

「専門家講師派遣事業」の実施について

弁護士、司法書士などの専門家を講師として派遣し実践的な消費者教育・啓発活動を行うことを通じて、消費者団体訴訟制度の知名度を上げるとともに、事業者への問い合わせ・申し入れ活動につなげるための講師派遣先との連携協力関係づくりを行った。令和7年度は30回実施されました。

■費用

講師の謝金・旅費は無料(消費者ネットしまねの負担)

■学びのテーマ 【以下のテーマのほか、地域の希望や目的等に応じるオーダーメイド方式】

- 1) 成年年齢引き下げと若者の消費者トラブル
- 2) 消費生活において重要な契約の基礎知識
- 3) 消費生活において若者が狙われている ～デート商法、マルチ商法～
- 4) SNSをきっかけとした消費者の被害 ～ネット通販、アダルトサイト～
- 5) 消費生活における選ぶ権利と不当表示 ～健康食品と誇大広告～
- 6) 欠陥商品から消費者の安全を守るために ～スマホが火を噴いた!～
- 7) 悪質な業者にだまされる消費者の心理 ～消費者心理学～
- 8) 消費者トラブルの解決方法を知ろう!
～消費者のための民事の紛争解決手続と行政の支援～
- 9) 民法改正(債権法)と私たちの暮らし
- 10) キャッシュレス決済の仕組みと注意点
- 11) 知っておきたい相続法の改正
- 12) エシカル消費のすすめと消費者がつくる社会 ～SDGsと消費者～
- 13) ひとりでは弱い消費者と消費者団体 ～消費者の自立と連帯～
- 14) 判断力の衰えと老後の生活 ～成年後見制度の活用～
- 15) もったいない食品ロスを減らすには
- 16) 靈感商法や献金被害の防止と救済
- 17) 知っておきたい社会保険制度の種類と役割
- 18) 元気なシニアライフに備えて
- 19) 不当な契約から解放される方法 ～クーリング・オフ～

- 20) フェアトレードのマチづくり
- 21) コロナ禍で求められる新たな生活様式と新たな悪質商法
- 22) エネルギー問題と地球環境問題

市町消費者問題研究協議会（消問研）活動支援事業について

県と連携しながら、支援申出のあった消問研に会員が直接出向き、または電話ないしはwebオンラインにて消問研活動活性化のための具体的なアドバイスおよび支援活動を実施されました。この結果、一部の消問研では活動再開に至りました。

消費者ネットしまねの認知度アップ事業

島根大学学生市民交流ハウスを利用した消費者ミニ講座（消費者カフェ）を島根大学生協の共催の下、宮下修一先生（中央大学）を講師に招いて開催されました。また、適格消費者団体を目指している活動している様子を分かりやすく紹介した動画を配信されました。

令和7年度島根県消費者活動ネットワーク事業

内外の情勢だけでなく、超高齢化やAIなどのデジタル社会の急進により、私たちの日常生活は大きく変わろうとしています。超高齢化やデジタル社会化の中で、私たちの権利はどのように守られるのでしょうか。現在、このような状況を踏まえ、国は新たな消費者法制度を求めて検討しています。私たちもこの問題をはじめ他の消費者問題を気楽に話し合う「消費者カフェ」を島根大学生協と共催で開催することにしました。

第1回目の「消費者カフェ」を下記の要領で開催します。ぜひ、ご参加ください。参加費は不要です。

日時: 2月21日(土) 14時～16時

場所: 島根大学 学生市民交流ハウス

講師: 宮下修一先生(中央大学法務研究科長 教授)

テーマ: 「デジタル社会にひそむ罠(わな) ～SNSをきっかけとした消費者トラブル～」

「消費者ネットしまね」は消費者の権利を守り実現することを目指す。人にも地球にもやさしい暮らしと社会を目指している。青森とや同協会の認定NPO法人です。

主催: NPO法人消費者ネットしまね

- ・事務局: 〒890-0859 松江市国屋町592番地3-1
- ・電話: 0852-32-5272 ・ファックス: 0852-32-5282

共催(連絡先): 島根大学生協同組合

- ・事務局: 〒890-8504 松江市西川町1060番地
- ・電話: 0852-20-0881 ・ファックス: 0852-33-7286